(提出年月日) 平成30年2月6日 (提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

生活保護費の引き下げ中止を求める意見書(案)

厚生労働省が2017年12月に発表した「生活保護基準の見直し」では、食費や衣服費、光熱費などの日常生活費に充てる「生活扶助」が最大5%引き下げられ、生活保護利用世帯の約7割の世帯で受給額が減額される。また、ひとり親家庭に支給される「母子加算」は20億円も減額され、子供1人の場合、年間で平均約48,000円の引き下げが予定されており、生活保護利用者からは「これ以上減額されたら、人間らしい暮らしはできなくなる」、「育ち盛りの子供がいるのに、これ以上どうすればいいのか」との不安の声が上っている。

既に、2013年から15年にかけて「生活扶助」が減額され、平均6.5%、最大10%も引き下げられており、今回さらに減額することになれば、憲法第25条「健康で文化的な最低限度の生活」が保障できるのか問われることになる。

厚生労働省が引き下げの根拠としているのは、生活保護制度を利用していない「低所得層の消費実態との比較」とされている。低所得世帯に合わせて生活保護基準を引き下げていくことは、格差と貧困をさらに拡大し深刻にするだけである。また、生活保護基準の引き下げは生活保護利用者だけの問題ではない。就学援助や住民税等の非課税基準、介護保険の減免基準など各種制度の基準になっている。最低賃金や年金などにも影響を与えることにもなり、国民全体の所得の低下につながる問題なのである。

政府予算案を抜本的に見直し、軍拡よりも国民生活優先に組み替えれば、社会保障の拡充は可能である。

よって、本市議会は国に対し、生活保護費の引き下げ中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千葉 市議会

(提出年月日) 平成30年2月6日 (提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

「働き方改革」関連法案の提出をやめるよう求める意見書(案)

昨年の臨時国会に提出を予定していた「働き方改革」関連法案は、安倍内閣の諸事情により見送りとなったが、経済界の強い要望もあり、本年の通常国会での成立を目指すとされている。

これまでも、労働団体や弁護士団体、多くの市民団体から疑問や厳しい批判が出されていたものである。何より、日本の労働者を保護してきた労働基準法など、各種の労働者保護法の理念や政策が変わる重要な法案を8本一括して改定するものであり、国会審議の軽視と言わなければならない。

「働き方改革」関連法案の中心には「労働生産性の向上」がある。生産性向上のためには、長時間労働と低賃金、人員削減は常套手段である。資本主義の歴史の中では、長時間労働による健康被害や過労死、低賃金による生活苦で家族を守れない事態にならないよう、社会の安定を促す労働者保護法等が設けられてきたのである。世界的に、国の労働・雇用政策は、政・労・使の協議を通じて、同等の立場で策定するルールが確立されてきている。

しかし、今、政府が提案しようとしている「働き方改革」関連法案は、「残業の上限規制」と言いながら、過労死ラインの残業時間を容認し、残業代ゼロの「高度プロフェッショナル制度」や「裁量労働の拡大」が盛り込まれている。

また、「同一労働同一賃金」で「正規と非正規の格差をなくす」と言いながら、賃金は「職務内容や成果など」により企業が判断できる内容とも言われており、これでは、「同一労働同一賃金」とは名ばかりで、国民の願いに背くことになるのは明らかである。

労働者保護より「生産性向上」を優先し、歴史を逆行させるような「働き方改革」は認めることはできない。誰もが「8時間働けば普通に暮らせる社会」への改革こそ必要なのである。

よって、本市議会は国に対し、「働き方改革」関連法案の提出をやめるよう 強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千葉 市議 会

(提出年月日) 平成30年2月6日 (提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

## 憲法を国政に生かすよう求める意見書 (案)

日本国憲法が公布され70年が経過した。現行憲法は、民主主義・立憲主義に基づき「国民主権」、「基本的人権」、「平和主義」が貫かれた、世界的にもすぐれた憲法であることを多くの国民は認識している。昨年12月に日本世論調査会が行った、憲法に関する世論調査において、「改憲の国会論議は急ぐ必要はない」が67.2%との結果にも明確にあらわれているところである。

今、日本の現状は、貧困と格差の広がりが放置できないまでに深刻化している。至るところで、長時間労働、過労死、ワーキングプア、親の医療・介護に苦しみ、「非正規雇用で給料が安く、いつ雇いどめになるか不安」、「進学を諦めた」、「親の介護で会社をやめるしかない」など、痛切な声が上がっている。

これら苦難の解決には、憲法第25条の「国民の生存権」、「健康で文化的な生活を営む権利」を最大限に尊重した、国の政策としての「社会福祉、社会保障の向上」が必要とされているのである。

「全て国民は個人として尊重され」(第13条)、「全て国民は法の下に平等」 (第14条)として、誰もが差別されずに支援を受けられるとした現行憲法の 理念に基づいて施策を実行すべきである。

よって、本市議会は国に対し、憲法を国政に生かすよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千葉 市議 会

(提出年月日) 平成30年2月6日 (提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

核兵器のない世界へ日本の役割を発揮するよう求める意見書(案)

広島・長崎への原爆投下から72年が経過した昨年、世界は歴史の大きな転換点を迎えた。7月の国連の交渉会議では、122カ国の賛成により核兵器禁止条約が採択され、12月には、条約の採択に尽力した核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)がノーベル平和賞を受賞した。

また、昨年の8月10日に開催された、本市も加盟する平和首長会議(会長・松井一実広島市長)では、核保有国を含む全ての国に、核兵器禁止条約への加盟を求める「特別決議」が採択されるなど、被爆者が命がけで訴え続ける「広島・長崎を最後の被爆地に」との強い思いは、「核兵器のない世界」に向けて確実に広がり前進している。

しかし、北朝鮮の核・ミサイル開発や米トランプ政権による核の使用条件を 拡大する指針など、危険な逆流も起きており、「世界中どこでも核兵器が使わ れる可能性」が生まれている。

今こそ、日本政府には、人類史上、最も残酷で非人道的な核兵器による被害を受けた国として、「同じ地獄をどの国の誰にも絶対再現させてはならない」、「核兵器の使用は断じて許されない」との立場を世界にしっかり発信する責任がある。

よって、本市議会は国に対し、核兵器のない世界へ日本の役割を発揮するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千葉 市議会

(提出年月日) 平成30年2月6日 (提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

## 教職員定数の改善を求める意見書(案)

今、教職員の多過ぎる業務量の削減が大きな課題になっている。文部科学省が発表した「2016年度の教員勤務実態調査」では、小学校教諭の3割以上、中学校教諭の6割近くが「過労死ライン」の残業時間、月80時間を超えていた。授業時間や関連業務、部活などが増大しているのに、必要な教職員はふえず、35人学級も一向に進展しないのが原因と言われている。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたもとで、厳 しい財政状況にある本市としても、教育内容の充実と教職員の業務量軽減へ努 力を続けているところである。

しかし、日本は、経済協力開発機構(OECD)に加盟する34カ国の中で、学校などの教育機関に対する公的支出は、2014年の国内総生産(GDP)比で3.2%しかなく最下位である。さらに、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数で、OECD諸国と比べ多くなっているのが実態である。

安定的に教職員を配置し、子供たちへのきめ細かな対応や質の高い教育のための環境を整備するには、国段階で、国庫負担に裏づけられた新たな教職員定数改善計画の策定が不可欠である。

教育は未来への投資である。教育予算を計画的に増額し、公的支出を国際水準にまで引き上げて、日本の全ての子供たちに行き届いた教育を保障するとともに、教職員の命と健康を守ることは国の重要な責任である。

よって、本市議会は国に対し、教職員定数の改善を強く求めるものである。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

(提出年月日) 平成30年2月6日 (提出会派名) 日本共産党千葉市議会議員団

## 原子力発電の即時廃止へ決断を求める意見書(案)

小泉純一郎、細川護熙両元首相が顧問を務める「原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟」(原自連)は、本年1月10日、「全ての原子力発電の廃止及び自然エネルギーへの全面転換の促進に関する基本法案」骨子を発表した。その中では、東京電力福島第一原子力発電所事故によって、「原子力発電は、極めて危険かつ高コストで、国民に過大な負担を負わせることが明らかになった」と指摘し、「全ての原子力発電は即時廃止する」と明記するとともに、「自然エネルギーへの全面転換」を掲げている。

福島原発事故では、いまだ5万人を超える福島県民が避難生活を強いられている。一たび事故が起これば、住民の命も暮らしも生業も故郷さえも失う事態になる。また、避難住民への補償も不十分なままである。新聞社の世論調査では、「再稼動に反対」が過半数を占めており、国民は「これで、なぜ原発の再稼動ができるのか」、「安全神話の繰り返しでは納得できない」、「原発なしでも電力は足りている」との強い不信感を持っている。

原発輸出や再稼動の必要性を強調しているのは、原発メーカーや財界、大銀行等であり、「現在と未来の人々の安全より、企業・金融機関の利益を優先するもの」との国民の批判を重く受けとめるべきである。

よって、本市議会は国に対し、原子力発電の即時廃止の決断を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千葉 市議会